

六十年前十時午後三時、休利金取立
 七十年前十時午後三時、休利金取立
 八工場諸設備改善
 九、労働者福利施設
 十、婦人月金、住宅、児童養育施設
 十一、管理休職、退職金、其休職中、
 十二、財源増強取立
 十三、早出早退、財源増強取立
 十四、此、及、中、工場閉鎖セサルコト並ニ、操業率ノ維持ニ出サレコト
 十五、要求ス

6. 2. 27
 2174

昭和六年二月二十三日
 第 三 九 九 號

善 視 總 監 丸 山 鶴 吉

内務大臣 安達謙藏殿
 社 會 局 長 官 殿
 各 府 道 縣 長 官 殿 (1/2)

合資会社京華社労働争議ニ関スル件 第二報

要旨
 (一) 労働争議の経緯
 (二) 労働争議の経過
 (三) 労働争議の結果

標記争議之開ニ其後ノ状況左記ノ通

一、合資会社京華社